

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

【No.26・27】

(令和4年(2022年)7月1日作成)

法令名	社会福祉士及び介護福祉士法施行令
根拠条項	第7条
処分の概要	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉士養成施設の指定の取消し・介護福祉士養成施設及び介護福祉士実務者養成施設の指定の取消し
法令の定め	社会福祉士及び介護福祉士法施行令 (指定の取消し) 第7条 主務大臣は、指定養成施設等が第2条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。
処分基準	前例がなく、現時点で基準を作成するのは困難である。
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課人材育成係 (電話番号：011-231-4111 (内線25-678))
問い合わせ先	同上
備考	処分基準 (公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

【No.28】

(令和4年(2022年)7月1日作成)

法令名	社会福祉法施行令
根拠条項	第9条
処分の概要	社会福祉主事養成機関の指定の取消
法令の定め	社会福祉法施行令 (指定の取消し) 第9条 都道府県知事は、その指定した指定養成機関等が第4条に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、その設置者若しくは長若しくは実施者が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があったときは、その指定を取り消すことができる。
処分基準	前例がなく、現時点で基準を作成するのは困難である。
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課人材育成係 (電話番号：011-231-4111 (内線25-678))
問い合わせ先	同上
備考	処分基準 (公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

【No.29】

(令和4年(2022年)7月1日作成)

法令名	介護保険法施行令
根拠条項	第3条第3項
処分の概要	介護職員初任者研修事業者の指定の取消し
法令の定め	介護保険法施行令第3条第3項 介護保険法施行規則第22条の26、27
処分基準	北海道介護職員初任者研修実施要綱（平成25年福祉第1924号北海道保健福祉部長通知）18の規定に基づく 18 指定の取消し （1）知事は、事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、事業者としての指定を取り消すことができる。 ア 7に掲げるいずれかの要件に不当な理由なく該当しなくなったとき イ 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき ウ 虚偽の申請、報告等を行ったとき エ 17に定める照会、報告、調査又は指導に正当な理由なく応じないとき オ その他本要綱の規定に反するとき カ 不適正な行為によって、著しく信用を失墜させ、事業者としての適格性を欠くとき
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課人材育成係係 （電話番号：011-231-4111（内線25-678））
問い合わせ先	同上
備考	処分基準 （公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/ ）